

食安輸発第0217010号  
平成21年2月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(ベトナム産養殖えび及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ベトナム産冷凍養殖えびにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留動物用医薬品に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

ベトナム産養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) C. P. VIETNAM LIVESTOCK CO., LTD. が輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、スルファメトキサゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留動物用医薬品(スルファメトキサゾールを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：冷凍養殖エビ
2. 生産国：ベトナム
3. 輸 出 者：C. P. VIETNAM LIVESTOCK CO., LTD.
4. 検査結果：スルファメトキサゾール 0.08ppm（基準値：含有してはならない）
5. 検 疫 所：福岡検疫所鹿児島検疫所支所（届出受付番号：第96000219460号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 倉府食品